

知事の職務代理者を定める規則をここに公布する。

平成十九年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

## 広島県規則第二十八号

### 知事の職務代理者を定める規則

知事の職務代理者を定める規則（昭和三十一年広島県規則第八十七号）の全部を改正する。

（目的）

第一条 この規則は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第百五十二条の規定による知事の職務を代理する者を定めることを目的とする。

（知事の職務を代理する副知事の順序）

第二条 法第百五十二条第一項に規定する場合における知事の職務を代理する副知事の順序は、次のとおりとする。

第一順位 副知事 有岡宏

第二順位 副知事 城納一昭

（知事の指定する職員）

第三条 法第百五十二条第二項に規定する場合における知事の職務を代理する職員は、総務部長（広島県部設置条例（昭和二十九年広島県条例第五十四号）第二条の規定により置かれる総務部の長をいう。）とする。

（上席の職員）

第四条 法第百五十二条第三項に規定する場合における知事の職務を代理する上席の職員は、部長（広島県部設置条例第二条の規定により置かれる部の長をいう。以下同じ。）たる職員で、部長の職の在職期間が最も長いものとする。この場合において、同順位の者が二人以上あるときは、給料月額の多い者とする。

2 前項の規定によってもなおその順序が同じであるときは年齢の多少により、年齢が同じであるときはくじにより定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。